

津港における船舶と陸地との間の交通場所並びに
貨物の積卸場所の指定についての一部改正について

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定により、津港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について（平成17年4月1日付公示第2号）の一部を下記のとおり改正し、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

平成30年12月20日

四日市税関支署長 奥田 宮春

記

記1の表中

第2号の次に次の1号を加える

(3) JFEエンジニアリング株式会社津製作所ドルフィンにけい留する船舶	左欄に掲げる施設に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
--------------------------------------	------------------------------

記2の表中

第2号の次に次の1号を加える

(3) JFEエンジニアリング株式会社津製作所ドルフイン	津市雲出鋼管町41番地先	
------------------------------	--------------	--

附 則

この公示は、平成30年12月20日から施行する。